

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方(抜粋)
 (審議会への必要的諮問事項に係るもの)

1. 利用者に関する情報の適正な取扱い関係

○ 意見募集期間:令和4年9月 27 日(火)~同年 10 月 26 日(水)

○ 意見提出数:6件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	アジアインターネット日本連盟
2	日本電信電話株式会社
3	在日米国商工会議所
4	ソフトバンク株式会社
5	グーグル合同会社
6	個人(1件)

1. 特定利用者情報の適正な取扱い関係		
意見	考え方	案の修正の有無
1.1 規制対象事業者の範囲(施行規則案第22条の2の20 関係)		
意見 1-1-1 電気通信事業を営む者等を広く対象とするべき		
<p>しかしながら、本省令案では、規律の適用対象を、「無料の電気通信役務に関しては、利用者数 1,000 万人以上」「有料の電気通信役務に関しては、利用者数 500 万人以上」を有する電気通信役務を提供する電気通信事業者に限定しようとされていますが、利用者の目線に立てば、提供事業者の大小は関係なく、広く安心してサービスを利用できる環境が求められていると考えられ、当該規律は幅広く適用されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p> <p>利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者について、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループにおいて一部の構成員からも閾値に対する否定的な見解があったように、登録電気通信事業者は全て対象とすべきと考えます。電気通信事業者には、その高い公共性から、電気通信役務の円滑な提供や利用者の利益の保護が求められる観点で、高いガバナンスが求められていると理解しています。利用者から見た安心安全、プライバシーの確保に、事業者の規模、一月の間に電気通信役務の提供を受けたかどうかの基準は関係ありません。高い公共性が求められるその質で基準を設けるべきです。</p> <p>有料 500 万以上の基準が追加されたことは一定の評価をするものの、その基準が明確ではありません。電気通信事業法の関連基準をふまえれば、100 万人が最低ラインと考えます。今後、電気通信事業法や関連省令等を見直す議論が行われる際は、利用者数の閾値や一月の間に電気通信役務の提供を受けたかどうかの基準の廃止について検討いただくことを要望します。また、対象外の事業者についても、施行規則改正案に準じた取扱いがなされるよう措置をいただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ(以下「取りまとめ」という。)2.1(3)のとおり、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対象者は、より多くの電気通信事業者とすることが望ましいですが、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信役務のみを提供する電気通信事業者については規制による負担の増加等にも一定の配慮をする必要があることから、取りまとめに示された考え方にに基づき、対象となる電気通信役務の基準を設けることは適切であると考えます。</p> <p>また、取りまとめ2.1(3)のとおり、総務省において、閾値に満たない電気通信事業を営む者に対して、ガイドライン等により特定利用者情報の適正な取扱いを推奨するとともに、改正電気通信事業法施行後3年後等において、規律の見直しの検討を行うことが適当と考えます。</p>	無
意見 1-1-2 利用者の数の算定方法等について明確化が必要		
<p>「対価としての料金の支払を要しない電気通信役務」、「対価としての料金の支払を要する電気通信役務」の区分について、いわゆるマッチング型プラットフォームにおいて付随的な機能としてクローズドチャット機能等の電気通信役務の提供を受けている場合、売主は</p>	<p>御指摘のクローズドチャット機能の電気通信役務については、いわゆるマッチング型プラットフォームにおいて、一方が料金の支払</p>	無

<p>電気通信事業者に対し出品料、掲載料等の料金の支払を要するものの買主は電気通信事業者に対し一切の料金の支払いを要しないのであれば、売主、買主共に「料金の支払を要しない電気通信役務」として扱うことでよいか。</p> <p>「電気通信役務の提供を受けた利用者の数」について、マッチング型プラットフォームにおいて売主としての法人が付随的な機能としてクローズドチャット機能等の電気通信役務の提供を受けている場合、法人内の複数の従業員が当該電気通信役務を利用しており、従業員ごとに個別の ID、パスワードが発行されていたとしても契約主体である法人を 1 利用者として扱うことでよいか。</p> <p style="text-align: center;">【アジアインターネット日本連盟】</p>	<p>をせずとも利用できる場合には、その提供の開始時において対価としての料金の支払いを要しない電気通信役務であると考えます。</p> <p>また、このような電気通信役務の契約主体が法人であり、法人内の複数の従業員が当該電気通信役務を利用していたとしても、1 法人を 1 利用者として算定することが適当と考えます。</p>	
<p>1.2 検索情報電気通信役務(施行規則案第 59 条の3第4項関係)</p>		
<p>意見 1-2 検索情報電気通信役務に関する利用者の数の算定方法等について明確化が必要</p>		
<p>規則 59 条の 3 第 4 項「電気通信役務の提供を受けた者」の意義が条文上必ずしも明らかではないことから、「電気通信役務の利用者」との違いを踏まえつつ、各種の解説等において具体例を交え平易かつ明瞭な形で説明していただきたい（例えば、アカウントにログインするだけでなく特定のサービスを閲覧もしくは投稿したユーザー等、具体的にお示しいただきたい）。</p> <p style="text-align: center;">【アジアインターネット日本連盟】</p>	<p>御指摘の「電気通信役務の利用者」の数の場合には、一定期間の累計の利用者（役務を利用せず登録等のみを行っている者も含む。）の数になり得ますが、「電気通信役務の提供を受けた利用者」の数の場合には、一定期間において実際に電気通信役務の提供を受けた累計の利用者の数（いわゆるアクティブ利用者数）となり、意味が異なります。</p> <p>「電気通信役務の提供を受けた利用者」としては、例えば、取りまとめ脚注 10 のとおり、アカウントにログインするだけでなくサービスを利用（メッセージの送信、閲覧等）をした利用者が該当します。</p> <p>今後、総務省において、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化することが適当と考えます。</p>	無
<p>本条（総務省注：施行規則第 59 条の 2（検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務を提供する者の指定）の指定を受けて、届出電気通信事業者として、事故報告対応フローな</p>	<p>円滑な運用に向け、今後も引き続き、個々の事業者等との意見交換等を継続することが適</p>	無

<p>どの社内の体制整備を行うには数か月程度の時間を要する。そのため、指定が見込まれる事業者に対しては、指定の見込みについて早い時点でお知らせいただきたい。</p> <p>また、指定に当たり、総務省としてはあらかじめ報告規則2条3項に基づき、第3号事業者等から役務ごとの利用者数を報告させるものと認識しているが、事業者の中には複数の役務を提供しているものもある。上記のとおり指定の見込みについてお知らせいただくにあたっては、当該事業者が提供するどの役務が対象となるのかをあらかじめ明確にさせていただきたい。</p> <p>また、本条は報告規則2条3項と同時に施行される認識であるが、施行後初回の指定についても同項の報告を踏まえて行うこととなるのか。仮にそうである場合は、指定事業者において十分な準備時間が確保されるよう、報告から指定までの期間について配慮いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【アジアインターネット日本連盟】</p>	<p>当と考えます。</p> <p>また、指定の手続きについては、まず、本省令案附則第2条第4項に基づき、改正電気通信事業法施行後、1月以内に電気通信事業報告規則案第2条第3項及び第4項に基づく報告をいただき、その後、電気通信事業法施行規則案第59条の2（検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務を提供する者の指定）による指定を行うこととなります。</p> <p>なお、当該指定は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第169条第2号に基づく審議会への諮問事項であり、報告から指定までは一定の期間を要することになります。</p>	
--	---	--

1.3 媒介相当電気通信役務(施行規則案第59条の3第5項関係)

意見1-3 媒介相当電気通信役務の範囲等について明確化が必要

<p>改正電気通信事業法第164条第2項第5号において新たに定められた「媒介相当電気通信役務」について、本省令案第59条の3第5項における以下の点の確認をお願いします。</p> <p>(1) 本省令案に先立ち公開された「電気通信事業ガバナンス検討会 特定利用者情報の適正な取り扱いに関するWG 取りまとめ」においては、「媒介相当電気通信役務に該当する具体的な電気通信役務としては、テキスト、動画、画像又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等が挙げられる」と記載されています（同「取りまとめ」注16）。一方、本省令案によれば、媒介相当電気通信役務に該当する電気通信事業役務は「主として不特定の利用者間の交流を目的」とするサービスに限定されています。したがって、外形上は同「とりまとめ」において列挙されているサービス（例えば、いわゆる動画共有プラットフォームやブログプラットフォーム）に該当するものであっても、利用者間の交流をサービス利用の必要条件として伴わない情報・コンテンツの発信と情報・コンテンツの享受を主な目的とするサービスなど、「主として不特定の利用者間の交流を目的」としていないサービスについては、媒介相当電気通信役務に該当しないと考えていますが、この理解でよいか、念のために確認をお願いします。</p> <p>(2) 改正電気通信事業法第164条第1項第3号においては、電気通信事業法の規定が（同</p>	<p>(1) について、一般に、不特定の利用者間において「情報・コンテンツの発信と情報・コンテンツの享受」を行い、コメント等を行うことができる電気通信役務は、主として不特定の利用者間の交流を目的とする電気通信役務であると考えられ、その例示として、取りまとめでは、「テキスト、動画、画像又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等」が挙げられています。</p> <p>(2) について、御指摘の電気通信事業ガバナンス検討会の報告書においては、他人間の通信（特に他人間の通話・コミュニケーション）を実質的に媒介する電気通信役務等に限って、事業法第164条第1項第3号に掲げる</p>	<p>無</p>
--	--	----------

<p>条3項により適用される規定を除き)適用されない電気通信事業から除外されるものについて、次の規定を置いています。</p> <p>「ロ及びハ(注:「媒介相当電気通信役務」を指す)に掲げる電気通信役務にあつては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。)を除く」</p> <p>すなわち、電気通信事業法の適用を受ける「媒介相当電気通信役務」については、総務大臣が個別に指定することになるところ、この指定に際しては、上記(1)を念頭に、対象となるサービスの一般的なカテゴリーにより画一的、一方的に判断するのではなく、「必要最小限の規律とすることが適当」との電気通信事業ガバナンス検討会報告書の趣旨を踏まえ、該当する各サービスの主な目的を具体的な個別のサービスに即して適切に判断し、また、対象となる事業者に対して情報提供及び意見表明の機会を与えるなど、適正な手続に従って行われるものと理解しています。この理解でよいか、念のために確認をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>電気通信事業を営む者についても事業法の規律の対象とすることが適当であるとする観点から、「必要最低限の規律とすることが適当」とされたものと認識しています。総務省において、今後も引き続き、媒介相当電気通信役務を提供し得る者とコミュニケーションを取りながら、事業法の適切な運用を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>1.4 特定利用者情報・利用者の範囲(施行規則案第2条の2、第22条の2の21 関係)</p>		
<p>意見1-4 特定利用者情報の範囲等について明確化が必要</p>		
<p>電気通信事業法は、特定利用者情報を電気通信事業者がその電気通信役務の提供に関連して収集された情報のうち、特定の利用者を識別できる情報と定義している(本省令案22条の2の21)。特定利用者情報の意味について規制の確実性を十分に確保するため、「電気通信役務の提供に関連して収集される」という用語の範囲を限定的かつ明確にすることを提言する。特に、当該用語は、故意に収集されたデータのみを指すべきであり、偶発的に収集された、又は容易にアクセス可能ではない個人データを含むべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>事業法第27条の5では、特定利用者情報を総務省令で定める電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて、同条第1号及び第2号に掲げるものとしており、御指摘のような「電気通信役務の提供に関連して収集された情報」とは規定していません。利用者利益の保護の観点から、自発的又は偶発的に取得するかを問わず、特定利用者情報として適正な取扱いの対象とすることが適当と考えます。</p>	無
<p>特定利用者情報のうち、登録をする者を識別できる情報は、電気通信役務を継続的に利用するための識別符号を付与されているものを識別することができる情報で、データベースに含まれるものが対象と理解しています。事業者内の他のデータベースと容易に照合することで、識別できる場合は本規範の対象外との理解でよいでしょうか。なお、事業者の理解と対応準備に向け、特定利用者情報の該当性判断に迷いそうな具体的な事例をガイドライン等</p>	<p>個人情報の保護に関する法律の規律や利用者利益の保護の観点を踏まえ、「利用者を識別することができる情報」(事業法第27条の5第2号)には、他の情報と容易に照合することができ、それにより利用者を識別することが</p>	無

<p>で、複数明示いただくことを要望します。(例：データベース化されていても検索できない加工がされている場合、等)</p> <p>(意見の意図) 規律対象となる特定利用者情報については、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号。以下「改正法」という。)第二条第七号イの利用者の定義で、契約締結者に準じる者が追加され、今回の電気通信事業法施行規則改正案(以下「施行規則改正案」という。)第二条の二で、その者は電気通信役務を継続的に利用するための識別符号を付与された者とされ、その登録をする者を識別できる情報のうち、施行規則改正案第二十二條の二の二十一にあるようにデータベース等を構成し検索することができるように体系的に構成した情報のみが、その範囲に含まれることとなったと理解しています。当該情報の定義においては、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループでの説明において、個人情報保護法の個人情報データベース等の定義を参考にしているとの説明がありました。一方、個人情報保護法では、個人情報の定義において、第二条一項の後段で、(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)としているため、その差異を明確に理解したい趣旨です。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>できることとなるものを含むものとするのが適当と考えます。事業者内の他のデータベースと容易に照合することができ、それにより利用者を識別することができる情報についても、「利用者を識別することができる情報」(事業法第27条の5第2号)に該当し、「特定利用者情報」に該当し得るものと考えます。</p> <p>今後、総務省において、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化することが適当と考えます。</p>	
<p>「電気通信役務を継続的に利用するための識別符号」から、「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」に基づかないで作成される識別符号が除かれているが、その趣旨・理由を法目的の観点から明らかにされたい。この除外に該当する例として、(1)ユーザ登録に何ら本人確認情報を要しないで任意のユーザIDでログインアカウントを作成できる電気通信役務、(2)ユーザ登録に何らの情報入力を要せず、認証連携サービスを用いてFacebookやTwitter等の他のサービスでのログインから連携してログインする方式の電気通信役務、などが考えられるが、これらはこの規定により、「電気通信役務を継続的に利用するための識別符号」から除外されるのか明らかにされたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」に基づくものとしたのは、電気通信役務の提供を受ける登録を行うに当たり、一般的に、これらの情報が提供されているためです。</p> <p>御指摘の(1)のような電気通信役務について承知しておりますが、未だこのようなサービスが一般的とまでは言えないこと、利用者が制約なくID等を変えることができること等を踏まえた規定としています。また、(2)のような電気通信役務については、通常、連携先から「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」が提供されているものと承知しており、提供される場合には「電気通信役務を継続的に利用するための</p>	<p>無</p>

	識別符号」が当該電気通信役務の利用者に付与されたと考えられます。	
<p>22 条の 2 の 21 に、「特定の利用者を識別することができる情報を……検索することができるように」（1 号、2 号とも）とあるが、この文の構造は、「『特定の利用者を識別することができる情報』を……検索することができるように」ではなく、「特定の『利用者を識別することができる情報』を……検索することができるように」となっていると理解したが、この理解でよいか、確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	ご理解のとおりです。	無

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方(抜粋)

(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

1. 利用者に関する情報の適正な取扱い関係

○ 意見募集期間:令和4年9月27日(火)~同年10月26日(水)

○ 意見提出数:12件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	株式会社 NTTドコモ
2	アジアインターネット日本連盟
3	一般社団法人新経済連盟
4	日本電信電話株式会社
5	在日米国商工会議所
6	株式会社プライバシーテック
7	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
8	ソフトバンク株式会社
9	グーグル合同会社
10	一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会
11	KDDI株式会社
12	個人(1件)

2. 特定利用者情報の適正な取扱い関係		
意見	考え方	案の修正の有無
2.1 報告を求める事項(報告規則案第2条関係)		
意見 2-1 「一月当たりの電気通信役務の提供を受けた利用者」の定義の明確化等が必要		
<p>電気通信役務のサービスの種類によっては、各月の実際のサービス利用有無を正確に把握することが困難と考えていることから、報告対象の定義を「利用者（利用者の数の把握が困難な場合は契約者の数）」とする等の変更を要望します。加えて、報告様式第15の6においても、上記の報告対象の定義を注釈等にて明確化いただくことを要望します。</p> <p>その上で事業者に求められている報告事項については、「電気通信事業報告規則」及び、「報告徴収」、「要請」等が存在するが、それ以外も含め、年々総務省への報告事項が増加しており、各事業者はその対応に極めて多くの稼働を要していることから、新たに報告事項を求める場合は、まずは貴省において報告事項全体を整理・棚卸の上、他の報告と重複する(※)等の不必要な報告事項は、併せて削減していただき、各事業者の稼働が増加することのないよう配慮いただくことを要望します。</p> <p>※他の報告をもって貴省で判断可能な報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話（報告規則様式第3第1表） ・IP電話（報告規則様式第5第1表） ・インターネット接続サービス（報告規則様式第7） ・FTTHアクセスサービス（報告規則様式第8の2） ・CATVアクセスサービス（報告規則様式第8の2） ・公衆無線LANアクセスサービス（報告規則様式第14） ・仮想移動電気通信サービス（報告規則様式第3第2表） <p>継続する報告事項については、個別具体的にその必要性を公表していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>利用者の数に関する御指摘のような定義については、利用者として契約をする者ではなく登録をする者のみを有する電気通信サービスもある等、電気通信サービスの多様性を踏まえれば、不相当であると考えます。取りまとめでも示されているように、対象となる電気通信役務についての厳密な「一月当たりの電気通信役務の提供を受けた利用者」の数の算定が困難な場合には、合理的な方法により推計することも問題ないと考えます。今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、ガイドライン等において利用者の数の算定の考え方を明確化してまいります。</p> <p>また、これまで電気通信事業報告規則（以下「報告規則」という。）等により求めている報告事項はそれぞれ関連する規律に応じた必要性があり、今回、報告規則案第2条第3項及び第4項で規定する報告は特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定に当たり必要な報告です。御指摘の報告規則で求められる報告事項については、サービスの定義や算定方法が、新たに求める報告事項と異なる場合があることから、他の報告をもって判断可能な報告事項ではありません。なお、事業者負担を最小限とするため、利用者の数の</p>	無

	区分に変更があった場合等には当該区分のみ報告を求めるとしています。	
<p>これは、検索のための月間平均利用者数を提供するための要件となっています。この利用者数は、日本に居住するユーザーのみを反映するのでしょうか、それとも世界中のユーザーを反映するのでしょうか、明確にさせていただくようお願いします。</p> <p>さらに、グローバルであっても日本のみであっても、Google のサービス全体のユニークユーザー数の合計を算出することは困難です。これを確実にを行うには、Google はすべての製品に共通の仮定を適用する必要があります。しかし、検索では、Google は、Cookie データなどのサインアウトしたユーザーに関するデータから、信頼性のあるユニークユーザーを特定することができません。このため、サインアウトしたユーザーは、クッキーの期限切れ等により、同じユーザーが複数回カウントされる可能性があるため、大幅に重複してカウントされることとなります。一方、同じログインユーザーが1か月の間に複数の日において検索を利用した場合、1か月の平均ユーザー数 (MAU) としてカウントされます。Google は、プライバシー保護の観点から、サインアウトしたアクティビティをユーザーの Google アカウントにリンクさせることはしていません。これらの複雑さを考慮すると、ユーザー数の算出するための方法論と適切な仮定について、さらに議論を行なうことが有益であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>算定対象となる利用者の範囲は、日本国内にある利用者です。</p> <p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において御指摘の取りまとめの脚注7の記載も含め、明確化してまいります。</p>	無
<p>無料・有料の利用者数の算定の考え方について、省令案においても明確化を要望します。特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ案に対する意見募集において、「利用者数の算定の考え方（具体的な算定例、電気通信役務を1月当たり1度も利用しない者の扱い等）について明確化等が必要（特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ案に対する意見募集の結果（概要）P.7 (https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000241154))」という意見を受け、「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ P.12 (https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000241153)」にて、脚注7に修正が加えられたと理解しています。</p> <p>一方、今回の電気通信事業報告規則改正案（様式第15の6（第2条第3項及び第4項関係）含む）では、「その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないサービスの場合」と「その提供の開始時において対価としての料金の支払を要するサービスの場合の区分」の説明のみであり、脚注7のケースにおける算出の考え方の記載がありません。そのため、</p>		

<p>脚注 7「当該電気通信役務の利用の開始に当たって必ずしも料金の支払が必須とは言えないため、無料の電気通信役務（料金の支払をせずとも利用を開始することが可能なもの）として」算定する考え方が示されたものの、以下のようなケースで迷うことなく算定できるよう明確化を要望します。</p> <p><ケースの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つの電気通信役務で無料プランと有料プランが混在するもの。（無料プランを契約した場合、利用開始に当たって料金の支払をせずとも利用を開始できる） ・年度内で、基本サービスが無料から、途中で有料となるもの（契約のタイミングで無料と有料がわかれてしまう） <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>ある特定の役務（例えば、携帯電話）が規律の対象となる場合において、当該役務以外（例えば、「ショートメッセージサービス」等の電子メールサービス）に係る特定利用者情報と一体的に保有しているものであれば、当該役務以外についても「情報規律」が遵守されることとなると考えられます。このため、複数の役務を提供する事業者がある特定の役務の規律対象となっており、かつ特定利用者情報を一体的に保有している場合には、当該役務以外の役務については報告不要とする等、負担の軽減を検討いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>どの電気通信役務について、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律が課されているのかを事業法第27条の5による指定に当たり公示し、利用者にも周知する必要があることから、報告規則案第2条第3項及び第4項に規定する閾値を満たす電気通信役務については報告いただくことが必要です。</p>	<p>無</p>
<p>利用者の利益の保護等の観点に鑑みれば、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対象者は、本来、電気通信事業法が適用される全ての事業者であるべきであることから、閾値を設定することにより、報告対象役務の区分毎に適用対象者であるかどうか判断する場合については、報告対象役務の区分を細分化しすぎることによって適用対象者が少なくなり、特定利用者情報の保護が十分に担保されなくなる事態は避けるべきと考えます。携帯電話及び仮想移動電気通信サービスの双方を提供する場合には、基盤としている電気通信設備等が携帯電話と仮想移動電気通信サービスとで共通のものでなくとも、電気通信役務としての代替性を踏まえて、報告規則様式第15の6の注3にて、「携帯電話の利用者数と仮想移動電気通信サービスの利用者数を合算した区分で報告すること。」との記載をされたことに賛同いたします。また、同様に加入電話とIP電話についても、電気通信役務としての代替性を踏まえて合算した区分で報告すべきであると考えます。合算した区分で報告することにより、契約数が減少傾向にある加入電話の利用者数が将来的に閾値を下回ることになったとしても、加入電話が特定利用者情報の適正な取扱いの義務から除外されることを防ぐことができるた</p>	<p>報告規則案第2条第3項に掲げる表は、取りまとめに沿って、事業者がどのような電気通信役務の区分ごとに報告すればよいかの判断に資するため、電気通信役務の代替性も考慮した上で、電気通信役務の区分をあらかじめ明確化しているものです。携帯電話及び仮想移動電気通信サービスは、実態として、利用者がある事業者と契約した場合、両サービスが利用者から見て同等のサービスとして捉えられていると考えられることから、注を付したものであり、同表に規定するその他の電気通信役務は、同表に規定する電気通信役務の区分で報告することが適当であると考えま</p>	<p>無</p>

<p>め、加入電話及びIP電話の双方を提供する場合には、加入電話の利用者数とIP電話の利用者数とを合算した区分で報告を要する旨を報告規則様式第15の6の注3に追加していただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>す。</p>	
<p>2.2 情報取扱規程(施行規則案第22条の2の22 関係)</p>		
<p>意見 2-2 情報取扱規程の届出の方法や記載事項等について明確化が必要</p>		
<p>「情報取り扱い規定」の届け出が、A4の用紙での提出様式に限定されているように見られる。形式をPDFなどの電子的な提出方法も許容するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【アジアインターネット日本連盟】</p>	<p>電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第70条により、この省令の規定による書類の提出については電磁的方法により行うことができるとされており、情報取扱規程の電磁的方法による届出は許容されます。</p>	<p>無</p>
<p>注において、A4用紙での提出が指定されているが、添付書類である情報取扱規程についてもA4用紙とする必要があるのか、教えていただきたい。日本においては、A4用紙が一般的に使用されているものの、例えば米国においてはレターサイズの使用が一般的であることなどを踏まえ、本規制が外国事業者にも適用されることを前提としたものとすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>総務省において情報取扱規程を適切に管理するため、用紙の大きさを統一する必要があります。</p>	<p>無</p>
<p>同項に定める情報取扱規程の提出にあたっては、情報取扱規程のうち同項各号記載の事項に関係しない部分については、電気通信事業者において省略または黒塗り等の対応ができることを確認願います。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>情報取扱規程の記載事項（施行規則案第22条の2の22第1項）以外の内容については、省略又は黒塗りをすることに問題はありませ</p>	<p>無</p>
<p>「漏えい、滅失または毀損」のうち、特に「漏えい」を明確に定義すべきであると考えます（22条の24及び57条も同様）。特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループとりまとめP34脚注47を見る限り、個人情報保護法上の「漏えい」概念と定義が異なっており、読み手が混乱すると思われます。</p> <p>なお、この関係の規律については、今後ガイドラインで詳細を定めることが示唆されているが、それは具体的にどのガイドラインを指しているのでしょうか。仮に「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を指しているのであれば、同ガイドラインで使用している「漏えい」は、全て個人情報保護法における「漏えい」を指しているため、特定利用者情報に関する規律を同ガイドラインの中に盛り込むとなると、一つのガイドラインの中に「漏えい」が2種類出てくることとなり、やはり読み手の混乱を招くと思われます。こう</p>	<p>取りまとめ脚注47のとおり、事業法と個人情報法における「漏えい」の考え方に差異があることについては、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>

<p>した混乱を招かないようにするための万全の対策を講じられるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>		
<p>「外国の制度の把握の体制」とは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか。特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループとりまとめ P24 では、「外的環境の把握体制（例：諸外国の法的環境の把握体制等）」となっており、仮に、当該例示を指しているならば、「法的環境」の範囲を具体的に説明願います。個人情報保護法ガイドライン（通則編）では、「外的環境の把握」の事例として「個人データを保管している A 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施」が挙げられており、これと同様に、「法的環境」は「個人情報の保護に関する制度」を意味しているとの理解でよいでしょうか。なお、個人情報保護法制とは異なり、電気通信事業における利用者情報の保護制度は、外国における当該制度の存否そのものの把握が困難です。したがって、もし、「法的環境」が個人情報保護法制とは異なると考えているのであれば、少なくとも現時点で念頭においている外国の法制度（同とりまとめ P23 が挙げるドイツの電気通信事業法や英国の電子コミュニケーション規制案以外の制度）をガイドラインにて示していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>御指摘の「外国の制度の把握の体制」とは、施行規則案第 22 条の 2 の 22 第 1 項第 1 号ホに規定されているとおり、第 22 条の 2 の 23 第 3 号ロ（1）に掲げる場合等、外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合等における、当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握の体制を指します。</p>	<p>無</p>
<p>電気通信事業ガバナンス検討会 特定利用者情報の適正な取扱いに関する WG 取りまとめ（「WG 取りまとめ」）で示されたとおり、様式 15-4 の添付別紙については、企業が他国法令や国際規格等に基づき既に策定又は保有している利用者情報の取扱いに関する文書を活用し、柔軟に記載することができるものと理解している。在日米国商工会議所（ACCJ）は、今後総務省において策定するガイドラインにおいてその旨を明示し、また、企業が、他国法令や国際規格に基づき現在行っている利用者情報保護のための取組みを活用しやすくなるよう、ガイダンスを提供することを要請する。</p> <p>アクセス管理の体制、教育研修等の内容・頻度等といった詳細情報を総務省に提出し、これらが第三者に漏えいした場合、企業にセキュリティ上の問題が生じる可能性がある。総務省には、電気通信事業者から提出された利用者情報取扱規程について、単に国家公務員法第 100 条の守秘義務のみに頼るのではなく、改正電気通信事業法施行までに、具体的かつ十分な守秘義務・セキュリティの措置を講じることを要望する。また、総務省には、電気通信事業者に対して、機密性・安全性の確保の方法を明確にするとともに、情報取扱規程の機密性・安全性が侵害された場合には電気通信事業者に報告する体制を整えていただくよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p> <p>なお、総務省においては、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが策定する政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群等に基づき、適切に情報管理が行われています。</p>	<p>無</p>

2.3 情報取扱方針(施行規則案第 22 条の2の 23 関係)

意見 2-3-1 「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」の明確化が必要

「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」について、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループとりまとめや、本意見募集時の別紙 1「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」の P27 においても考え方が示されているとおり、当該制度が「利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る」旨が分かる規定としていただくとともに、実際にどの外国のどの制度がこれに該当するのかとの点について、事業者ごとに解釈や判断が異なることは適切ではないと考えられることから、今後、総務省HP等にて各事業者における判断に資する情報（各国における該当制度の例等）を公表していただくことを要望します。

（事務局注：情報取扱規程、報告を要する事故に関する規定についても同意見を提出。）

【株式会社 NTT ドコモ】

利用者が安心して電気通信サービスを利用するために、利用者に関する情報の取り扱いについて予見性を与えることが今回の法改正の目的であると認識しており、委託先の所在国及びサーバーの所在国に関して政府による情報収集が可能となる制度の存在についても、適切に情報開示を行う必要があると考えます。本省令案では、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無」について、事業者に対して公表義務が課されていますが、仮に事業者が当該制度について自ら調査・確認を行うこととした場合、事業者によって判断基準・解釈に濃淡が発生すること等により、事業者の情報開示にばらつきが生じ、結果的に一部の事業者の利用者に対して適切な情報開示が担保できない虞があるものと考えます。したがって、総務省において、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」の具体的定義及び当該制度の存在国・内容について情報提供いただき、それを基に各事業者が公表する仕組みとしていただくことが必要と考えます。

【日本電信電話株式会社】

特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度について、個人情報保護委員会では、外国における個人情報の保護に関する制度に係る調査を実施しているが、総務省においても、「個人情報の保護」と「特定利用者情報の保護」には差分があることを踏まえつつ、後者に関する外国の制度について、早期に調査を行い、公表していただきたい。

【一般社団法人新経済連盟】

また、今後総務省が策定するガイドラインにおいても、個人情報保護委員会が外国における

今後、個人情報保護委員会による公表資料を参考としつつ、外国における特定利用者情報の保護に関する制度に係る調査を行い、その結果を公表することを検討します。

なお、情報取扱規程及び特定利用者情報の漏えい報告に関する規定における「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」についても、同様です。

無

<p>「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」の有無について掲載するウェブサイト事業者および利用者に紹介し、WG 取りまとめ脚注 35 および 36 に記載された内容を分かりやすく説明することを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>		
<p>情報取扱方針で公表する「当該外国の制度」および当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度については、総務省等政府等公的機関が一体となって調査、情報公開いただき、その情報を事業者が参照して、利用者に説明すべきと考えます。個々の事業者が、各国の外国法を独自に調査し、当該制度の判定を行うことは、専門知識、および体力的に、困難であると同時に、判断が統一されず、過ちがおきやすいと考えるためです。なお、政府等公的機関が情報公開を行う場合、特定利用者情報と個人情報でその制度に差分がある場合でも、国ごとに情報集約するなど、そのリンクが直接利用者に参照されることもふまえ、わかりやすい形式で公表されることを要望します。また、事業者の準備期間を考慮し、早期に公表されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>関連して、同とりまとめ P29 脚注 36 に記載の、総務省による「外国における特定利用者の保護に関する制度に係る調査」は実施され、その結果は、個人情報保護委員会のように公表されるとの理解でよいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>		
<p>特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある制度であるかどうかの判断基準について、事業者の判断に資することができるよう、特定利用者情報の保護に関する外国における制度の調査を総務省において広く行い、調査結果を公表していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 2-3-2 特定利用者情報を保存する国の名称等の記載事項について明確化等が必要</p>		
<p>特定利用者情報の取扱いを A 国に本社がある外国企業に対して委託し（当該外国企業のクラウドサービスを利用）、当該外国企業が B 国のサーバで特定利用者情報を保存し、A 国・B 国・C 国の従業員が当該サーバにアクセス可能な場合において、名称の公表義務に関する適用関係は次のとおりという理解で良いか、教えていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」）第 22 条の 2 の 23 第 3 号口に基づき、B 国の名称の公表が必要 	<p>御指摘の事例の場合、外国企業に対して特定利用者情報の取扱いを委託することを前提とすると、施行規則案第 22 条の 2 の 23 第 3 号口（1）に基づき B 国の名称、同号ハに基づき A 国の名称、同号ニに基づき A 国の名称の公表が必要です。なお、外国企業が B 国及</p>	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 同号ハに基づき、A国の名称の公表が必要 ・ 同号ニに基づき、A国の名称の公表が必要 ・ C国の名称の公表義務はない <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>びC国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを再委託する場合には、同号ハに基づきB国及びC国の名称の公表も必要になります。</p>	
<p>二における「情報の保存を目的とするものを利用して特定利用者情報を保存する場合」の「もの」は何を意味するのでしょうか。</p> <p>また、同号ロ、ハ、ニの相互の関係性を説明していただきたいと思います。推測としては、①ロは、海外のサーバーを使う場合（クラウドサービスにおいてサーバーが使われる場合を含む。）における当該サーバーの所在国・当該国の制度、②ハは、外国事業者に委託する場合における当該外国事業者の所在国・当該国の制度、③ニは、外国事業者が提供するクラウドサービスを使う場合に当該外国事業者の所在国・当該国の制度を想定しているのかとも考えますが、正しいでしょうか。仮にその想定だとすると、(i)海外クラウドサービスで海外リージョンを使う場合はロとニの双方が適用される、(ii)さらに、クラウドサービスを提供する外国事業者への委託でもある場合には、ハも適用されるということになるのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>「もの」は「電気通信役務」を指します。</p> <p>また、施行規則案第22条の2の23第3号ロは自己又は他者が設置するかを問わず外国に設置される電気通信設備（クラウドサービスに係る設備を含む。）に特定利用者情報を保存する場合を、同号ハは外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合を、同号ニはクラウドサービス等の外国に所在する第三者が提供する情報の保存を目的とする電気通信役務を利用して特定利用者情報を保存する場合を前提としています。</p> <p>外国であるA国に所在する第三者が提供するクラウドサービスを利用してA国とB国に特定利用者情報を保存する場合、A国は同号ロ・ニに該当し、B国は同号ロに該当します。加えて、当該第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合には、A国は同号ハに該当します。</p>	無
<p>本条は、事業者に対して、委託先およびサーバーの所在国名の開示を義務付けている。しかし、利用者に各国の制度の理解を求めることは利用者にとって負担ともいえ、国名開示をすればそれで利用者保護の目的が達成されるものではないと考える。今後総務省がガイドラインを策定する際に、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（外国にある第三者への提供編）において(i)アジア太平洋経済協力の越境プライバシールール（APEC CBPR）システムの認証取得が利用者情報保護に資する仕組みであることや(ii)GDPRに基づく充分性認定の取得国又はAPEC CBPRシステムの加盟国であることが利用者保護に資する制度を有する国として示されていることについて、個人情報保護委員会と協働して、利用者の理解</p>	<p>情報取扱方針は、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保し、利用者によるサービス選択に資することを目的として策定するものです。また、衆議院及び参議院における電気通信事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、「利用者保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託</p>	無

<p>を得るようにしていくことを要望する。ACCJは、ガイドラインの策定において、総務省が個人情報保護委員会と引き続き連携していくことを求める。</p> <p>WG 取りまとめ脚注 35 において、外国政府の制度に関連して情報取扱方針で公表すべき内容は、個人情報保護法ガイドライン（外国における第三者提供編）において言及される「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に基づいて、「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在」に限定することが明示されている。従って、誤解を招かないために、第 22 条の 2 の 23 第 3 号二においても、「当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無」ではなく、「当該特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある当該外国の制度の有無」と修正すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>した第三者の所在国を公表することを定めること」とされています。そのため、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保する観点から、最低限の措置として個別の国名を記載することが適当であり、個別の国名に加えて「APEC の CBPR システムの加盟国」等を併記することも望ましいと考えます。</p> <p>なお、一定の事項の「事前開示」を求める情報取扱方針の規律と、御指摘の個情法第 28 条が規律する外国にある第三者への個人データの提供規制とは、規律の適用場面や目的等を異とするため、必ずしも同様に考えることはできません。</p> <p>いずれにしても、今後、ガイドライン等の策定に当たり、引き続き、個人情報保護委員会と連携していきます。</p> <p>なお、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」との表現については、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等について定める個情法施行規則第 18 条第 1 項第 1 号等における規定ぶりを参考としたものです。</p>	
<p>施行規則改正案第二十二條の二の二十三のロ、ハおよびニについて、事業者が利用者に方針をわかりやすく説明・公開を行うために、個人情報保護法と統一的な規範にさせていただくこと、具体的には以下の明確化を要望します。</p> <p>1) 特定利用者情報を海外サーバーに保存する場合</p> <p>①個人情報保護法の以下の場合、外的環境の把握の対象外とされていますが、施行規則改正案においても、同様でしょうか？</p> <p>・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン に関する Q & A</p>	<p>基本的にはご理解のとおりですが、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>

<p>10-23 出張などでの一時的なアクセス (https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q10-23)</p> <p>2) 特定利用者情報を海外事業者に委託する場合</p> <p>①個人情報保護法の委託に相当する特定利用者情報委託の場合のみであり、以下の理解でよいでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者提供、共同利用、事業承継等は対象外 ・ SaaS等クラウド事業者への委託は対象 <p>②個人情報保護法の以下の場合、委託にあたらなるとされていますが、施行規則改正案においても、同様でしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン に関するQ & A <p>7-53 クラウド事業者が個人情報を取り扱わない場合 (https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q7-53)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン に関するQ & A <p>7-35 配送事業者、通信事業者で中身に関知しない場合 (https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q7-35)</p> <p>③公表の対象国は、以下を含めて例外なしとの理解でよいでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EEA・英国 ・ 自社または委託先がCBPR認証を取得している場合 <p>(理由) 特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項のうち、当該外国の名称、当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無の方針公表は、個人情報保護法第28条の外国第三者への提供における移転国の明示や、個人情報保護法第32条第1項安全管理措置外的環境の把握は、同質の規範と承知しています。</p> <p>利用者にとっては、どの法令の規範かではなく、その内容を容易に理解できることが重要です。法令間の細部の規範の差異は少ない方が、事業者が利用者に方針をわかりやすく説明を行うことができるためです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>本省令案においては、電気通信事業者は、下記に関する特定の情報を開示しなければならないとされている。すなわち、(i)日本国外に所在するサーバーでの特定利用者情報の保存、(ii)日本国外の第三者に対する特定利用者情報の委託、および(iii)外国事業者により提供される特定利用者情報の保管サービスの利用である。(本省令案 22条の2の23第3号参</p>	<p>外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合等において、当該電気通信設備等の所在地の詳細(住所等)について公表するときには、御指摘のようリスクも</p>	<p>無</p>

<p>照)ACCJ は、事業者が特定利用者情報を保管又は処理する国名を特定する情報は、商業上機微かつ機密情報を含んでおり、開示を強制されるべきではないと考える。また、当該要件は、電気通信事業者を結果としてセキュリティ上の懸念事項に晒し得る。上述の条文において義務付けられるような幅広い開示は、事業者を無権限のデータアクセスに対して脆弱なものにし、利用者の基本的な情報のプライバシーに対するリスクを与える。さらに、総務省が検討している、特定利用者情報の適切な取扱いに対する脅威をもたらし得る国々の法制度への明確なガイダンスがない状況においては、この規制は、日本および外国間のデータの自由なフローに対し重大な萎縮効果を有し得る、利用者および事業者を害する不確実性をもたらす。結論として、この規制は、事業者が遵守するのに不相当なリスクを与える。ACCJはこの要件が本省令案から削除されるよう強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>考えられますが、現在、複数の事業者において情報を保存する等の国の名称を公表していると承知しており、今回の規律は適当と考えます。</p>	
<p>施行規則第 22 条の 2 の 23 第 5 号においては、情報取扱方針に「法第二十八条（特定利用者情報の取扱状況の評価） 第一項第二号イ及びロに掲げる事故の時期及び内容の公表に関する事項」の記載を求めるものであるが、あくまでも公表するかどうかの方針の記載が求められているという理解で良いか、教えていただきたい。情報取扱方針が法律上「次に掲げる事項に関する方針」と定義されていることからすると、仮に「方針」とはいえない過去の事故の記載を求めるものであるとすれば、省令への委任範囲を超えたものであり、不相当である。また、同号の規定が事業者に対する公表の義務を定めるものであるとすれば、同様に省令への委任範囲を超えたものであり、不相当である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>事業法第 27 条の 8 第 1 項第 5 号及び施行規則案第 22 条の 2 の 23 第 5 号に基づき、情報取扱方針において、事業法第 28 条第 1 項第 2 号イ・ロに掲げる事故の時期及び内容の公表に関する方針を記載することが求められており、当該事故の時期及び内容自体については、その他の公表文書において記載する形、あるいは情報取扱方針において記載する形いずれでも差し支えありません。</p>	無
<p>10 年間という期間は、特に変化の激しい ICT セクターにとって非常に長期間であり、その間には、サービス内容が変化し、社会における ICT の利用方法や情報漏えいに対する対処方法も様変わりすることが予測される。そのような環境変化が見込まれる中で、利用者が過去 10 年間の事案を一律に過度に懸念して、日本における ICT の実装と利用が著しく後退することがあれば、事業効率や利用者の生活の質の向上を阻害し、日本の成長に悪影響を与えることもあり得る。過去 10 年間の特定利用者情報漏えいに係る事故の時期および内容の公表方法については、利用者に有益であって過度に不安を及ぼしたり過度な負担を強いない方法について、ガイドライン策定時に事業者とさらに意見交換を行うことを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>取りまとめを踏まえ、利用者保護の観点から、過去 10 年間の特定利用者情報の漏えいの時期及び内容の公表に関する方針を情報取扱方針の記載事項としていますが、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	無
<p>2.4 特定利用者情報の取扱状況の評価(施行規則案第 22 条の 2 の 24 関係)</p>		

意見 2-4 取扱状況の評価の具体的内容を明確化するべき		
<p>法律上、規制の適用対象となる事業者は、特定利用者情報の取扱状況の評価の結果に基づき、必要があると認めるときは、情報取扱規程又は情報取扱方針を変更しなければならないとされている。評価に当たっては、「直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変化を踏まえ」ることとされているが、具体的にこれら変化によるどのような影響が生じた場合に、情報取扱規程や情報取扱方針をどのように変更することが考えられるのか等、事業者が評価を実施する際の参考となるようなマニュアルを、事業者の意見を聞きつつ策定いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>取扱状況の評価については、電気通信事業者の自主的な取組を尊重するものですが、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	無
<p>総務省が今後ガイドラインを策定する際には、グローバルに事業を行う事業者の負担を軽減し、イノベーションおよび国際競争力を削がないようにするため、他の法律や国際規格等に基づき実施される評価の共通要素を重視し、各制度の調和に配慮し、これらに基づく評価を十分に活用できるようにするよう、ACGJは総務省に要請する。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>		
<p>「直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変化を踏まえ、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。」とありますが、もう少し明確にさせていただくようお願いします。この記述のみでは、様々な問題を含み得るため、どのような自己評価を行うべきか対応が困難となりかねないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>		
<p>「サイバーセキュリティ」とは、サイバーセキュリティ基本法2条に規定する「サイバーセキュリティ」を指すという理解でよいでしょうか。電気通信事業法及び本改正規則案において、ここで初めて出てくる文言と思われるため確認願います。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>御指摘を踏まえ修正します。</p> <p>【修正案】施行規則案に下線部を追記 (特定利用者情報の取扱状況の評価) 第二十二條の二の二十四 ……サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。) ……</p> <p style="text-align: center;">一・二 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 (略)</p>	有

2.5 特定利用者情報統括管理者(施行規則案第 22 条の2の 25 及び第 22 条の2の 26 関係)

意見 2-5 特定利用者情報統括管理者の要件等について明確化が必要

<p>ここにいう「法令」は「利用者に関する情報の取扱いに関する」ものであれば、外国法令も含まれるとの理解でよいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>特定利用者情報統括管理者の要件である施行規則案第 22 条の 2 の 25 第 1 号イに規定する「法令」の範囲については、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>当該届出内容は、電気通信設備統括管理者に関する届出を参考にしたものと思われる。しかし、外国に本社を有するグローバル企業にも届出を求めることからすれば、電気通信設備統括管理者の届出を参照するのは適切ではなく、グローバルな事業慣行に準拠した届出内容とすべきである。例えば、採用や他の場面で年齢を考慮してはならない国も存在するため、「生年月日」を届出内容に含めることは不適切であり、記載事項から削除するように求める。</p> <p>また、特定利用者情報統括管理者は、他業種も含めた利用者に関する情報の取扱いに関する安全管理等の業務経験を含む幅広い経験について要件を充足するものとして認めるものであり、また、特にグローバル企業では多様な事業運営手法があり得るため、「選任された特定利用者情報統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類」(第 22 条の 2 の 26 第 2 項)は、当該要件を満たすことを確認した旨の企業が作成した書類等、多様な書類を許容する旨のガイダンスをガイドラインにおいて提供することを ACCJ は総務省に要望する。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>施行規則案における特定利用者情報統括管理者の届出時の記載事項については、特定の者を選解任いただいたことを確認するための必要事項と考えています。なお、海上運送法等の安全統括管理者の選解任の届出においても、同様の届出事項が規定されています。また、特定利用者情報統括管理者は既に社内の管理的地位にある者であり、御指摘の採用時の例は妥当しないものと考えます。</p> <p>特定利用者情報統括管理者の要件を備えることを証する書類としてどのような書類が認められ得るかについては、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>

2.6 特定利用者情報の漏えい報告等事故報告(施行規則案第 57 条及び第 58 条関係)

意見 2-6 特定利用者情報の漏えい報告等事故報告の様式や報告を要する具体的な事故について明確化等が必要

<p>「漏えい報告」の届け出が、用紙での提出様式に限定されるように見られる。「漏えい報告」について、その届出の際に、個人情報保護委員会での漏えい報告と同時に済ませられるように、個人情報保護委員会のウェブフォーム</p> <p>(https://roueihoukoku.ppc.go.jp/incident/?top=r2.kojindata) での入力に一元化してデジタルでの提出を認めるなど、合理的になるよう工夫をしていただきたい。</p>	<p>施行規則第 70 条により、この省令の規定による書類の提出については電磁的方法により行うことができるとされており、通信の秘密の漏えい報告と同様に電磁的方法による提出は許容されます。</p>	<p>無</p>
--	---	----------

<p style="text-align: center;">【アジアインターネット日本連盟】</p> <p>漏洩時の報告については、個人情報における個人データの漏洩報告との事実上の二度手間になるような運用は避けるべきである。また、個人情報においては、同法施行規則第8条第3項第1号において、電子情報処理組織を使用する方法が原則となっており、個人情報保護委員会は「漏えい等報告フォーム」を公表しているが、仮に総務省において個人情報に基づく漏洩報告と電通法に基づく漏洩報告を共に受け取る運用を行うのであれば、総務省においても同様の漏洩報告フォームを設け、統合的に一度のフォームの入力で報告が完了できるなど、デジタル化に対応した運用とすべきである。</p>	<p>事業者負担を最小限とするため、施行規則案様式第50の2の2注1のとおり、通信の秘密の漏えい報告書が同時に提出される場合において、各報告事項に関し、当該報告書の内容と同一の内容であるときは、当該報告書に同じとして記入を省略することができるとしています。</p>	
<p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p> <p>報告を要する事故の報告様式は、事業者が迅速に正確に監督官庁に報告する重要性をふまえ、事故の全体像が把握しやすいよう、既存の通信の秘密・個人情報の事故時と合わせ、統一的な様式ものとするを要望します。</p> <p>(理由) 特定利用者情報の事故報告においては、漏えいした情報が、通信の秘密に該当する情報、契約する者を識別する情報に加え、登録をする者を識別できる情報のいずれか、またはその組み合わせ、および外国政府への提供等のパターンが考えられます。</p> <p>施行規則改正案では、各情報の内容により、報告書が異なり、組み合わせによっては最大3種類の書式の報告が必要となります。情報の質ごとに書式が異なることにより、事業者にとっての事務負担の増加となるだけでなく、総務省においても事故の全貌が把握しにくいものになることが懸念されます。電気通信事業法での電気通信事業者に対する、重大な事故が生じた場合の総務大臣への報告義務は、電気通信事業者が、社会経済活動に必要な電気通信役務を提供する公共性の高い事業を行っており、確実かつ安定的な電気通信役務の提供が求められるものであるためと理解しています。そのため、重大な事故が発生した場合に、総務省としてその実態の全容を的確に把握しやすい様式とすることは、重要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」との表現については、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等について定める個人情報施行規則第18条第1項第1号等における規定ぶりを参考としたも</p>	<p>無</p>
<p>WG 取りまとめ 34 頁および脚注 35, 41 および 45 は、「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に基づき、外国政府に提供を行ったものに限って、報告の対象とすることを明らかにしている。従って、誤解を招かないために、第58条1項2号においても、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき」ではなく、「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に基づき」と修正すべきである。また、今後総務省が策定するガイドラインを</p>		

<p>策定するにあたり、WG 取りまとめ脚注 45 および 47 に記載された内容について、さらに精査のうえ、分かりやすく記載することを要望する。</p> <p style="text-align: center;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>のです。漏えい報告の対象については、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	
<p>特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行った特定利用者情報について、通信の秘密と同一の基準で漏えい報告が必要となることに関して、通信の秘密と同様の考え方となる根拠について、今後制定されるガイドライン等においても、明確にさせていただくことを要望します。</p> <p>また、改正電気通信事業法第 28 条第 1 項第 2 号口の特定利用者情報に関する「漏えい」の定義や、個人情報保護法で規定される「漏えい」との違い、個人情報保護法で規定される「漏えい」には該当しないものの特定利用者情報に関する「漏えい」に該当する具体的事例等について、今後制定されるガイドライン等においても、明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>漏えい報告の考え方や個情法との差分について、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	無
<p>そもそも個人情報保護法上の「漏えい」概念と特定利用者情報の「漏えい」の定義が異なることに法的な根拠があるといえるのか疑問です。通信の秘密に該当しない特定利用者情報（ログイン情報等）については、電気通信事業法 4 条のような規定がなく、他人が知りうる状態に置くことが原則として違法となるわけではないのではないか、根拠規定は何か、という意見に対し、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループとりまとめ（案）に対するパブリックコメント結果においては、「改正電気通信事業法第 27 条の 5 により、総務大臣が指定する電気通信事業者は、特定利用者情報を適正に取り扱うべきと規定されています。」という旨の回答がなされています。</p> <p>しかし、改正電気通信事業法 27 条の 5 は、「特定利用者情報（中略）を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる」とあるのみであり、文言上、特定利用者情報を通信の秘密と同様に取り扱う義務を課すものとは到底思われません。そこにいう「適正に取り扱うべき」の内容は改正法第 27 条の 6 ないし 27 条の 10 に定める事項のみであって、特定利用者情報について事業法 4 条と同様の規定は存在しません。個人情報保護法においても、2020 年の改正によって新たに 19 条の不適正利用の禁止が新たに加えられたところであり、こうした明文の規定がない限り、適正な取扱いの義務はないと考えます。したがって、通信の秘密に該当しない特定利用者情報を他人が知りうる状態に置くことが禁止されていることの根拠を改正事業法 27 条の 5 に求めることはできないと考えます。</p>	<p>事業法第 27 条の 5 により、総務大臣が指定する電気通信事業者は、特定利用者情報を適正に取り扱うべきとされ、特定利用者情報に含まれる通信の秘密に該当する情報（事業法第 27 条の 5 第 1 号）とそれ以外の情報（事業法第 27 条の 5 第 2 号）については区別なく同等に規範が設けられている（取りまとめ脚注 47）ところ、事業法に規定する特定利用者情報の「漏えい」の考え方については、通信の秘密と同様であると考えます。</p> <p>なお、通信の秘密や特定利用者情報に係る規律については、個情法の法目的である個人の権利利益の保護ではなく、電気通信事業における利用者利益の保護の観点から定められています。加えて、特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律は、日本国内にある利用者利益の保護のための規律であるとともに、取り</p>	無

<p style="text-align: center;">【グーグル合同会社】</p> <p>本省令案に基づき、特定利用者情報の適切な取扱いを脅かし得る外国の規制に基づく外国政府への特定利用者情報の開示は、総務省に対して重大な事故として報告されなければならない(本省令案 58 条 1 項 2 号参照)。</p> <p>上記規定の法的根拠を規定する改正電気通信事業法 28 条は、単に、電気通信役務の一部の停止、通信の秘密の漏えいその他重大な事故は総務省に報告されるべき旨を定めている。個人情報保護法および改正電気通信事業法は、プライバシー関連の消費者に焦点を置いた日本の規制として一貫性のある形で解釈されるべきである。個人情報保護法上の漏えいは、利用者情報の意図しない開示として解釈されている。したがって、外国政府への(消費者にとって潜在的に利益となる)特定利用者情報の意図的な開示を、28 条に基づき報告義務の範囲の一部として含めることは矛盾している。</p> <p>さらに、ACGJ は、外国政府への特定利用者情報の開示が報告すべきリスクであるとの立法事実に関連する証拠を承知していない。反対に、最近の議論においては、この報告規制が、外国政府における秘密保持義務との法の抵触の問題を生じさせ、また、国際的なデータの自由なフローへの障害だと判断される可能性が高い旨が協議された。この報告規制は電気通信事業ガバナンス検討会の突然の要請により導入されたようである。ACGJ は、本省令案にこの要件を定める前に、ステークホルダーとのさらなる協議とともに、この点に関する費用便益分析を実施する必要があると考える。</p> <p style="text-align: center;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>まとめ脚注 35 のとおり、国際的な情報の流通を規律するものではなく、電気通信事業における情報の取扱いの信頼性を確保するものであると考えます。</p>	
<p>規則 58 条 2 項 1 号で定められた基準は、「電気通信役務が利用できない、いわゆる「事故」は、単に当該電気通信事業者が提供する役務が停止したという事実だけでなく、その通信を利用して様々な社会・経済活動を行っている利用者への影響も大きいもの」を報告する趣旨であるとされている。</p> <p>(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/index.html)</p> <p>検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務について、どのような事故が上述の趣旨に相当するか、当該役務の事故報告(四半期報告を含む)の在り方についてはこれまで検討会で議論されたことはないと思われる。改めて議論の対象としていただいたうえでご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【アジアインターネット日本連盟】</p>	<p>検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する電気通信事業の利用者利益を保護する社会的要請の高まりを踏まえ、改正電気通信事業法において、これらの電気通信事業を、新たに事業法の規律の対象となる電気通信事業とすることとされました。本改正趣旨に鑑み、これらの電気通信役務が停止した場合には、利用者への影響も大きいことから、施行規則案第 58 条第 2 項第 1 号表第 4 号に従来から規定するインターネット関連サービスとして事故報告の対象とすることが適</p>	<p>無</p>
<p>省令案においては、SNS 事業者、検索サービスが「電気通信サービス」と定義され、「重大な</p>		

<p>事故」を含む事象につき報告が義務付けられている。しかしながら、通信事業のサービス停止につき報告を求める義務は、歴史的には電話、広帯域通信、通信サービスなど、真に重要なものに限定されており、無料でかつ利用者がいつでも他の同様のサービスに切り替えることのできる SNS のようなサービスにこのよう報告義務を課す必然性があるとは考えられない。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>当であると考えます。</p> <p>なお、インターネット関連サービスは有料・無料に関わらず、これまで事故報告の対象とされています。SNS 等の媒介相当電気通信役務はネットワーク効果により、御指摘のようにいつでも他の同様のサービスに切り替えることができるとは限りません。検索情報電気通信役務は、仮に停止した場合には、多くの利用者が様々な電気通信役務にアクセスすることが困難となり、社会的・経済的影響が非常に大きいため、インターネットを利用する上で基盤的な役割を担う電気通信役務であると考えます。</p>	
<p>本省令第 58 条 2 項に定められる人数や時間に関する一定の要件を充足する電気通信役務にかかる事故が生じた場合、電気通信事業者は総務大臣への報告が求められることとされています。当該要件については、58 条第 2 項の表のうち第 4 号においては 24 時間で 10 万人、12 時間で 100 万人であり、第 5 号においては 2 時間で 3 万人、1 時間で 100 万人とされています。この報告義務は、利用者間の通信に必要な役務を提供する伝統的な電気通信役務に関しては、このような事故が一般的に利用者の社会生活に及ぼす影響がきわめて重大と考えられること、また、事業者にとっても、当該事故によりどの程度の影響があったかについて、その契約者数等に基づいて特定することが容易であることも踏まえると、規制の費用便益評価の観点から一定の合理性があるものと考えます。しかしながら、一方で、「媒介相当電気通信役務」や「検索情報電気通信役務」については、従来の規制の対象外であったこともあり、従前の伝統的な電気通信役務に対する規定をそのまま適用するのではなく、以下のような観点から適切な規制を検討すべきであると考えます。すなわち、事故報告の目的が、事故の状況把握やその後の再発防止に向けた施策に活用するであるとすれば (https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/index.html)、当該目的を達成するための必要最小限度の要件が設定されるべきです。また、どのような事故が報告対象に含まれるのかについては、従来の規定をそのまま適用するのではなく、(i)新たに規制の対象となる電気通信役務の性質や、(ii)規制による費用便益評価の観点、さらには (iii)障害時のサービスの切り替えの容易性等も踏まえ、再度検討会において議論されて決定されるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>ACCJ では、以前にも以下と同様のコメントを総務省に提出している。即ち、電気通信事故を取り巻く環境は大きく変化しており、また、国内外のステークホルダーが増大していることを考えれば、閾値の考え方については、全てのステークホルダーにとって、より明朗かつ分かりやすいものに変更し、採用していただくことを ACCJ は要望する。</p>		

<p>より具体的には、閾値について、EU や米国（ただし、米国の場合の報告対象は PSTN 網を使う電話や VoIP 等の電気通信サービスのみ限定されている）を含む諸外国で採用されている「ユーザー時間」（「影響利用者数」と「継続時間数」を掛け合わせて計算されるもの）の考え方を採用し、以下のように変更することを提案する。</p> <p>現行の考え方：「影響利用者数●人以上」かつ「継続時間数●時間以上」</p> <p>変更案：「ユーザー時間」（「影響利用者数」×「継続時間数」）≥ ●</p> <p>さらに、「ユーザー時間」の考え方のベースに引き直すと、現行の基準では、一つのカテゴリにおいて「ユーザー時間」が大きく異なる基準が2つずつ存在しており（例えば、インターネット関連サービス（無料）について「1200 万ユーザー時間又は 240 万ユーザー時間」、インターネット関連サービス（有料）について「6 万ユーザー時間又は 100 万ユーザー時間」、かつ、一方の閾値が非常に低くなっている。この状況は、全てのステークホルダーが合理的に理解するのは困難なものとする。</p> <p>従って、国際的なハーモナイゼーションの利点および閾値の明確性に鑑み、「ユーザー時間」を基準にし、同じカテゴリにおいて1つの閾値を定め、著しく低い閾値を撤廃していただく合理化を希望する。この点に関して、引き続き ACCJ を含め幅広いステークホルダーと意見交換をしていただけるよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>		
<p>改正電気通信事業法 28 条 2 項にいう総務省令に定める事項については、今回の改正案では盛り込まれないという理解でよいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>事業法第 28 条第 2 項に規定する総務省令のうち、事業法第 28 条第 1 項第 2 号の総務省令で定める「重大な事故」が生ずるおそれがあると認められる事態については、現在、情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会において検討を行っています。</p>	<p>無</p>